長野駅門前回廊提灯設置要領

（趣　旨）

第１　本市は、歴史・伝統と自然を活かした、長野らしい「おもてなしの心」を長野駅善光寺口の駅前広場で表現し、来訪する観光客の皆様をお迎えするため、長野駅門前回廊提灯設置事業を創設し、その必要な事項を定める。

（提灯設置場所）

第２　提灯設置場所は、長野駅善光寺口駅前広場門前回廊列柱とする。

（事業内容）

第３　市は、長野駅門前回廊へ提灯を設置することに賛同する寄附者（法人格を有する者に限る。）から提灯にかかる費用の寄附を受け、設置及び維持管理を行うものとする。

（寄附金額と設置期間）

第４　提灯の寄附金額は、提灯側面１箇所 500,000 円とする。

２　提灯の設置期間は、令和９年３月下旬から令和 11 年３月末日までとする。ただし、提灯の状態により、設置期間を延長することができるものとする。

（寄附者の募集及び選定）

第５　寄附者は、公募により募集するものとする。

２　募集する寄附箇所数を超えた応募があった場合は、抽選により寄附者を選定するものとする。

（寄附対象者）

第６　寄附対象者は、都市のにぎわい創出や地域活性化に寄与することを目的とする公共の事業であることを鑑み、次の各号のいずれかに該当する企業・団体等は、除くものとする。

(1) 公序良俗に反するおそれのある者

(2) 政治性のある者

(3) 宗教性のある者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業店

(5) 長野市暴力団排除条例（平成26 年長野市条例第40 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者が所属している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、寄附者として好ましくないと市が判断した者

（サイン）

第７　市が作製した提灯には、寄附者名を入れるものとする。

なお、サインは、各寄附者とも同じデザインとし、登記されている社名（支店名等を含む）等とする。

２　寄附者名のサインは、１社あたり提灯の側面１箇所とする。

（東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部への協議）

第８　市は、サインの設置及びその寄附者に関して、市と東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部（以下、ＪＲ長野事業本部という）が締結している「長野駅善光寺口駅前広場の管理運営に関する協定書」及び「長野駅東西自由通路及び善光寺口駅前広場の使用に関する確認書」に基づきＪＲ長野事業本部に協議を申し入れるものとする。

（補則）

第９　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市が別に定める。

附　則

この要領は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年９月 22 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年３月 13 日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年２月 25 日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年 10 月 27 日から施行する。